

# 中小企業等経営強化法の 経営力向上設備等に係る 税の軽減措置が延長に！

中小企業等経営強化法が改正され、中小企業経営強化税制(即時償却又は税額控除制度)の適用期限が**2023年3月31日まで延長**となりました。

## ★発行手順

<http://www.keikoren.or.jp/info/20190325.html>

|          | 中小企業等経営強化税制   | 生産性向上特別措置法   |
|----------|---|--|
| 適用期間     | 2023年3月31日まで延長  |  |
| 対象者と優遇措置 | <ul style="list-style-type: none"><li>・資本金3千万円以下の法人及び個人事業主<br/>⇒即時償却又は税額控除10%</li><li>・資本金3千万円超～1億円以下の法人<br/>⇒即時償却又は税額控除7%</li></ul>                            | <ul style="list-style-type: none"><li>・資本金1億円以下の法人<br/>⇒固定資産税が3年間にわたり0～1/2(市区町村の条例で定める割合)に軽減</li></ul> |
| 対象設備     | <p>機械装置:販売開始から10年以内のもので、1台又は1基あたりの取得価額が160万円以上のもの。</p> <p>器具備品:販売開始から6年以内のもので、1台又は1基あたりの取得価額が30万円以上のもの。</p> <p>工 具:販売開始から5年以内のもので、1台又は1基あたりの取得価額が30万円以上のもの。</p> |  |
| 先端設備の要件  | 旧モデルと比較して、「生産性」が年平均1%以上向上しているもの   |  |

お問い合わせ 一般社団法人 日本計量機器工業連合会

TEL:03-3268-2121 FAX:03-3268-2167 E-mail:seisansei@keikoren.or.jp